

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」 制定の背景と審議経過

平成17年10月
中小企業庁

【背景】

1. 「中小企業流通業務効率化促進法（以下「中小物流法」）」は、我が国中小流通事業者が中小企業組合形態で行う流通業務の効率化事業に対する支援措置を講ずることにより、中小企業の振興を図るとともに物資の流通の円滑化に資することを目的として平成4年に制定されたもの。
2. その後、環境問題が大きな政策課題となり、我が国の運輸部門におけるCO₂排出量は「地球温暖化対策推進大綱」に掲げられた削減目標を大きく上回っている現状、現行施策の確実な実施に加え、さらに施策を充実、強化することが不可欠な状況となった。
3. また、流通・物流業務の効率化を促進することによる国際競争力の強化及び消費者利益を確保することも喫緊の課題となってきた。
4. こうした状況を受け、今般、政府部内において大企業をはじめとする流通業務の効率化を通じて、環境への負荷の低減及び我が国産業の国際競争力の強化を図ることを目的とした法律の検討がなされ、中小物流法については、施策の骨太化、利用者にとっての分かり易さ等の観点からこれを廃止し、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（新法）」に統合することとしたもの。

【新法等の審議経過、予定】

平成17年3月 1日	閣議決定、国会上程
4月 8日	参議院審議 可決
7月15日	衆議院審議 可決
22日	公布
9月 9日	施行令公布
30日	省令公布
10月 1日	法律、施行令、省令施行
11日	中政審商業部会開催（基本方針審議）
19日	基本方針告示（予定）